

[事案 2020-247] 減額更新遡及手続請求

・令和3年9月30日 裁定終了

<事案の概要>

募集人からの説明がなく自動更新されていたこと等を理由に、更新時に遡って減額更新することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成10年10月に契約した終身保険について、平成25年10月に特約が自動更新され、平成28年3月に組立型保険に転換した。しかし、以下等の理由により、自動更新および転換を無効または取り消し、自動更新時に遡って減額更新してほしい。

- (1)募集人からの説明や確認がなく、契約書等への署名や押印もしないまま、知らない間に自動更新されていた。
- (2)転換に際し、手続き前後の保険料がほぼ同額であったことから、更新手続と誤信して署名をした。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)当社は、自動更新の約4か月前に更新案内を送付している。また、約款上、募集人による自動更新の説明や確認、また契約書類への署名・捺印は不要である。
- (2)転換に際して、申立人が受領した提案書や、署名した申込画面には、転換であることが多数記載され、申込内容として転換前契約から大幅に変更された保障内容が記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、更新時および転換時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による説明等がなかったことを理由とした自動更新の無効または取消しは認められず、また、更新手続と誤信したことを理由とした転換の無効または取消しも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。